

(案)

## 黒味国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負契約書

1. 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定 単価	請負 予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
保育間伐 集造材外	スギ スギ	ha 19.49	約 m <sup>3</sup> 620 (うちC材 190 m <sup>3</sup> )	円	円	黒味 国有林  15に 林小班外	黒味 国有林  15に 林小班外
		ha 記番別作業 内訳書のと おり	作業工程別 数量内訳書 のとおり	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地 方消費税額 円也)			

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

[ ( ) の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。 ]

2. 事業期間

自 令和7年 月 日 (契約日の翌日)

至 令和8年 2月 13日

3. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	3回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

4. 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印ペンチ	〇〇〇号	1 個	屋久島森林管理署	月 日
封印鉛	02-35 (10.0×7.0)	190 個	屋久島森林管理署	月 日
銅線	0.327 本撚 200m	1 巻	屋久島森林管理署	月 日
発送検知野帳	九局様式 販 120	3 冊	屋久島森林管理署	月 日

5. 特約事項

- (1) 特約条件については別紙のとおりとする。
- (2) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。
- (3) 森林作業道は森林作業道作設マニュアルにより作設すること。
- (4) 契約後に林野火災防止誓約書を提出すること。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、九州森林管理局長の定める造林事業請負標準仕様書及び製品生産標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 166 - 5  
分任支出負担行為担当官  
屋久島森林管理署長 野邊 忠司 印

請負者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○ 印

注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社  
住 所  
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社  
住 所  
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社  
住 所  
代表取締役 ○○ ○○ 印

記 番 別 作 業 内 訳 書

(ha)

林小班	作業種	区域面積	控除面積 (除地等)	契約面積	作業期間		間伐目安 ha当たり本数		備考
					自	至			
15に	保育間伐	12.85	3.14	9.71	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	110	別紙1 仕様書による
15り外	保育間伐	3.70	0.22	3.48	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	83	別紙1 仕様書による
15り外	保育間伐	6.54	5.43	1.11	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	196	別紙1 仕様書による
74い外	保育間伐	0.95	0.00	0.95	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	716	別紙1 仕様書による
74と1	保育間伐	1.33	0.75	0.58	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	340	別紙1 仕様書による
76と2	保育間伐	3.97	0.31	3.66	契約日の翌日	R8.2.13	スギ	120	別紙1 仕様書による
小計		29.34	9.85	19.49					

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

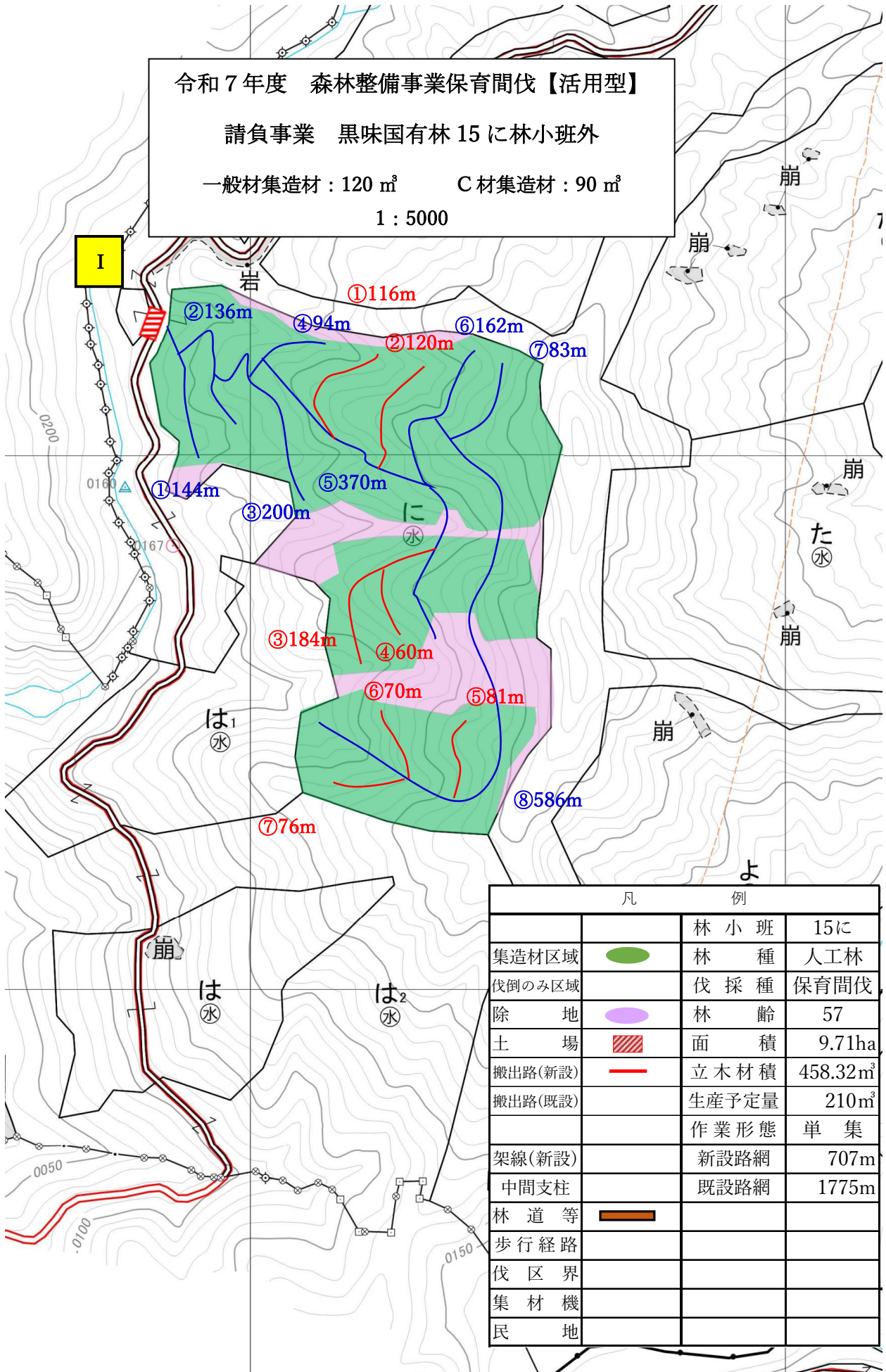
材種	作業工程	細目	数量	備考
素材	集 造 材		430m3	
	C材等集材		190m3	
	封 印 発 送		190m3	
	トラック運材		430m3	
	最終巻立		430m3	

令和7年度 森林整備事業保育間伐【活用型】

請負事業 黒味国有林 15 に林小班外

一般材集造材 : 120 m<sup>3</sup> C材集造材 : 90 m<sup>3</sup>

1 : 5000



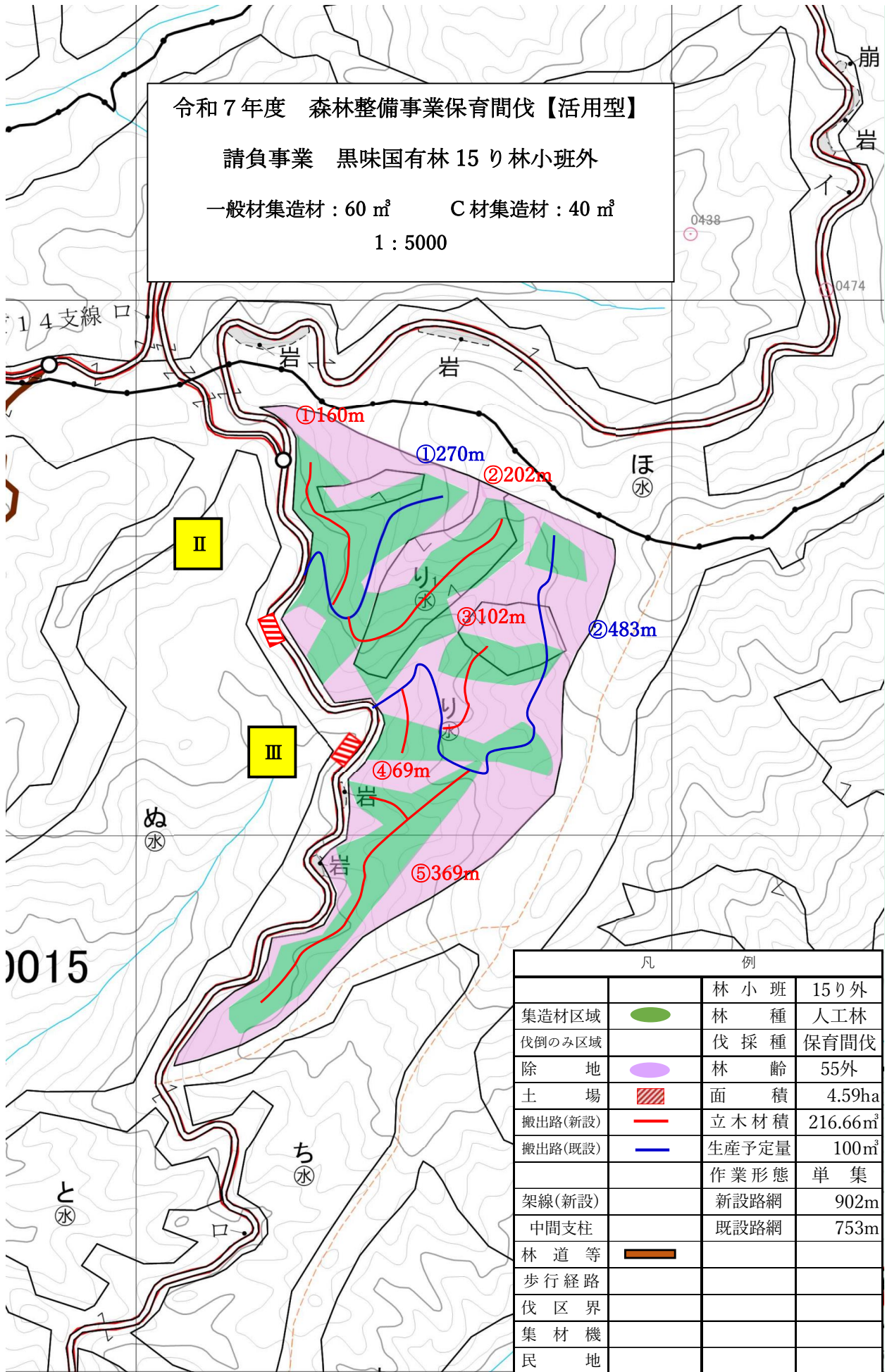
凡 例			
集造材区域		林 小 班	15に
伐倒のみ区域		林 種	人工林
除 地		伐 採 種	保育間伐
土 場		林 齢	57
搬出路(新設)		面 積	9.71ha
搬出路(既設)		立 木 材 積	458.32m <sup>3</sup>
		生産予定量	210m <sup>3</sup>
		作 業 形 態	単 集
架線(新設)		新設路網	707m
中間支柱		既設路網	1775m
林 道 等			
歩 行 経 路			
伐 区 界			
集 材 機			
民 地			

令和7年度 森林整備事業保育間伐【活用型】

請負事業 黒味国有林 15り林小班外

一般材集造材 : 60 m<sup>3</sup>      C材集造材 : 40 m<sup>3</sup>

1 : 5000



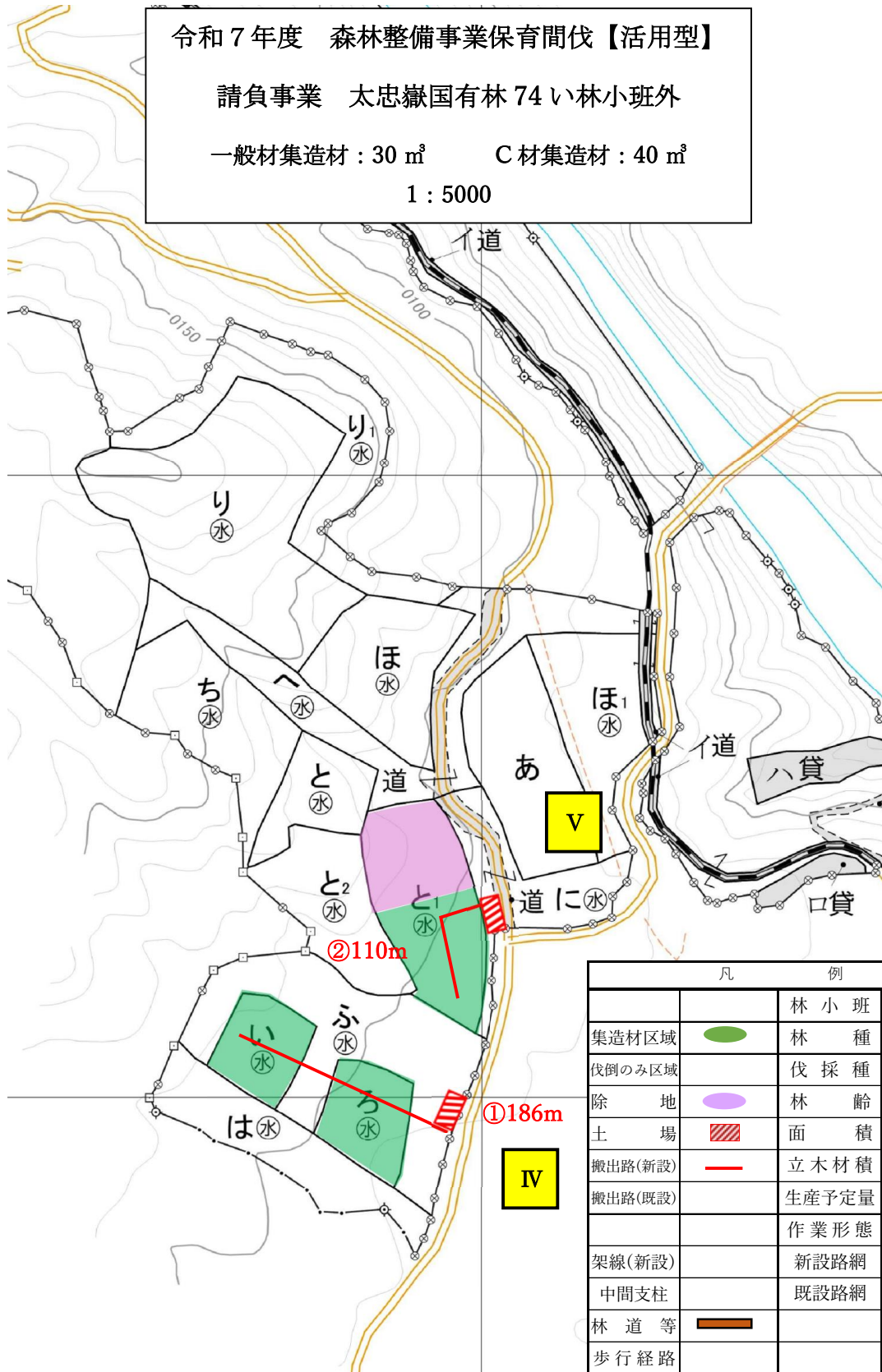
凡 例			
集造材区域		林 小 班	15り外
伐倒のみ区域		林 種	人工林
除 地		伐 採 種	保育間伐
土 場		林 齢	55外
搬出路(新設)		面 積	4.59ha
搬出路(既設)		立 木 材 積	216.66m <sup>3</sup>
		生 産 予 定 量	100m <sup>3</sup>
		作 業 形 態	単 集
架線(新設)		新設路網	902m
中間支柱		既設路網	753m
林 道 等			
歩 行 経 路			
伐 区 界			
集 材 機			
民 地			

令和7年度 森林整備事業保育間伐【活用型】

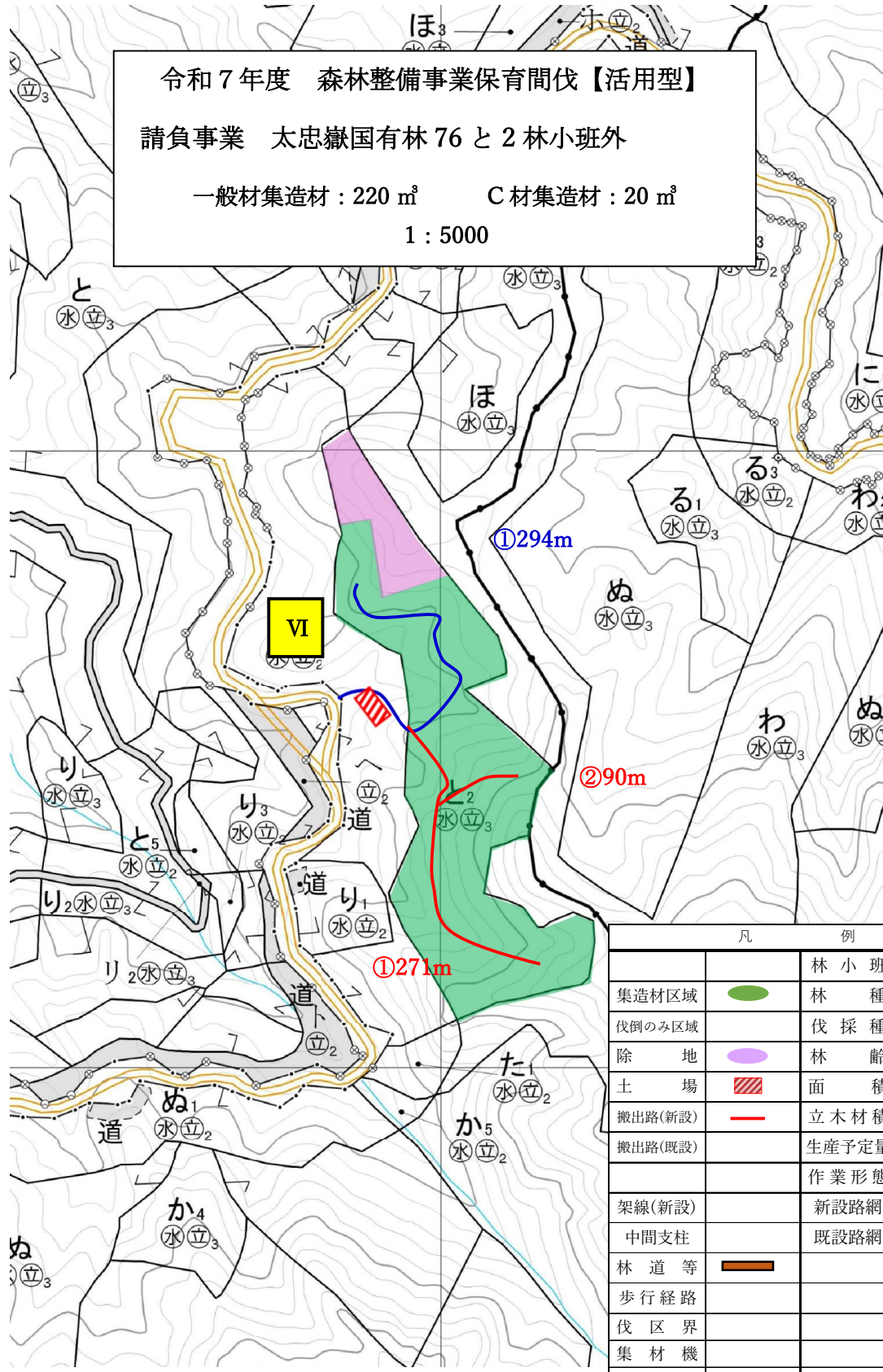
請負事業 太忠嶽国有林 74い林小班外

一般材集造材 : 30 m<sup>3</sup>      C材集造材 : 40 m<sup>3</sup>

1 : 5000



凡 例			
		林 小 班	74い外
集造材区域		林 種	人工林
伐倒のみ区域		伐 採 種	保育間伐
除 地		林 齢	57外
土 場		面 積	1.53ha
搬出路(新設)		立 木 材 積	174.76m <sup>3</sup>
搬出路(既設)		生 産 予 定 量	70m <sup>3</sup>
		作 業 形 態	単 集
架線(新設)		新設路網	296m
中間支柱		既設路網	
林 道 等			
歩 行 経 路			
伐 区 界			
集 材 機			
民 地			



令和7年度 森林整備事業保育間伐【活用型】  
 請負事業 太忠嶽国有林 76と2林小班外  
 一般材集造材：220 m<sup>3</sup>      C材集造材：20 m<sup>3</sup>  
 1：5000

凡 例			
		林 小 班	76と2
集造材区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green;"></span>	林 種	人工林
伐倒のみ区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span>	伐 採 種	保育間伐
除 地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:purple;"></span>	林 齢	71外
土 場	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, red 2px, red 4px);"></span>	面 積	3.66ha
搬出路(新設)	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid red;"></span>	立 木 材 積	497.03m <sup>3</sup>
搬出路(既設)	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid blue;"></span>	生産予定量	240m <sup>3</sup>
		作業形態	単 集
架線(新設)	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid black;"></span>	新設路網	361m
中間支柱	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid black;"></span>	既設路網	294m
林 道 等	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid orange;"></span>		
歩行経路	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid gray;"></span>		
伐 区 界	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid black;"></span>		
集 材 機	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid black;"></span>		
民 地	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid black;"></span>		



## 森林整備事業保育間伐【活用型】仕様書

### 適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する保育間伐【活用型】請負事業に適用する。

#### 1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の間伐対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 間伐対象木は、記番別作業内訳書の目安本数とし、選木に当たっては、標準地に準じて選木するものとする。
- (3) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹種	長級 (m)	経級 (cm)	C材	長級 (m)	経級 (cm)
スギ	3 4上	14上 14上	対象樹種 スギ ヒノキ その他	2 3 4	6上
ヒノキ	2 3 4 6上	18上 14上 12上 14上			

但し、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

#### 2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 搬出を伴わない切り捨て間伐木については、保育間伐作業仕様書によること。

#### 3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量  
契約書に記載された契約面積とする。
- (2) 素材数量  
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

#### 4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量  
面積による。
- (2) 素材数量  
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

#### 5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

#### 6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による

#### 7 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 特約事項（保育間伐【活用型】）

1. 保育間伐作業において、請負者が選木伐倒した造林木の本数が目安本数の125%を超える場合は、その超える本数について発注者は損害賠償の請求をすることができる。  
賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。
2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。  
（注）別に定める賠償基準は、「下刈り折損の損害賠償基準」を準用する。
3. 請負者は、特記仕様書を遵守すること。  
特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
4. 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
5. 請負者は、4で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
6. 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

# 特記仕様書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

## 1. 路網計画（見取り図）

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

## 2. 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

## 3. 伐開

別紙1 保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

## 4. 土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要  
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要  
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図  
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
  - ・洗い越しの標準断面図
  - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図  
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他  
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

## 5. 作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

## 6. 施工管理

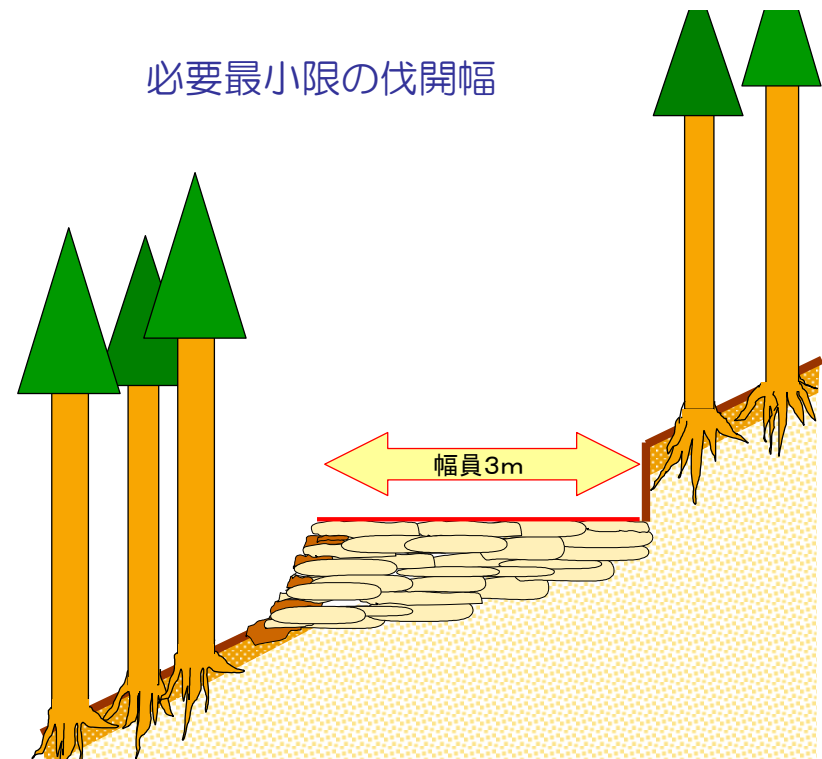
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

## 7. その他（汚濁等が発生した場合の処置）

本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

# 保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう  
必要最小限の伐開幅とする



## 特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。